

**Question** (メーカーとディーラーの共同広告における販売価格の表示方法)

- ◆ メーカー、ディーラー共同で新車の広告を作成しようと考えていますが、価格は「車両本体価格」、「メーカー希望小売価格」、どちらの価格を表示したらよいでしょうか？

**Answer** メーカーとディーラーによる共同広告の場合は、ディーラーの販売価格である「車両本体価格」、メーカーが参考価格として設定している「メーカー希望小売価格」、どちらでも表示することができます。

「ディーラーの販売価格」を表示する場合は「価格は販売業者が独自に定めている旨」、また、「メーカー希望小売価格」を表示する場合は「価格は参考であり、販売業者は価格を独自に定めている旨」の付記説明を明瞭に表示して下さい。

●メーカーとディーラー（単独）による共同広告における価格表示例

<車両本体価格の表示例>



Photo : 1.5GT

スカーレット 1.5GT (2WD)

車両本体価格 **200万円**

- ※ 価格は販売店が独自に定めています。
- ※ 保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用等は含まれておりません

ニッポンスカーレット〇〇工業(株)  
〇〇市〇〇町〇〇番  
TEL(〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

スカーレット〇〇販売(株)  
〇〇市〇〇町〇〇番  
TEL(〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

<メーカー希望小売価格の表示例>



Photo : 1.5GT

スカーレット 1.5GT (2WD)

メーカー希望小売価格 **200万円**

- ※ メーカー希望小売価格は参考価格です。販売価格は販売店が独自に定めていますので、お問い合わせ下さい。
- ※ 保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用等は含まれておりません

ニッポンスカーレット〇〇工業(株)  
〇〇市〇〇町〇〇番  
TEL(〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

スカーレット〇〇販売(株)  
〇〇市〇〇町〇〇番  
TEL(〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

●メーカーとディーラー（複数）による共同広告における価格表示例

<車両本体価格>



Photo : 1.5GT

スカーレット 1.5GT (2WD)

車両本体価格の一例 **200万円**

- ※ 上記販売価格は、スカーレット〇〇販売の価格です。
- ※ 価格は各社が独自に定めていますので、それぞれ各社にお問い合わせください。
- ※ 保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用等は含まれておりません

スカーレット〇〇販売(株)  
〇〇市〇〇町〇〇番  
TEL(〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

スカーレット△△販売(株)  
△△市△△町△△番  
TEL(〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

ニッポンスカーレット□□工業(株)  
□□市□□町□□番  
TEL(〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

<メーカー希望小売価格>



Photo : 1.5GT

スカーレット 1.5GT (2WD)

メーカー希望小売価格 **200万円**

- ※ メーカー希望小売価格は参考価格です。
- ※ 価格は各社が独自に定めていますので、それぞれ各社にお問い合わせください。
- ※ 保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用等は含まれておりません

スカーレット〇〇販売(株)  
〇〇市〇〇町〇〇番  
TEL(〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

スカーレット△△販売(株)  
△△市△△町△△番  
TEL(〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

ニッポンスカーレット□□工業(株)  
□□市□□町□□番  
TEL(〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

## Hint!

### ◎関連条文 新車規約施行規則第6条第7項第2号

- (2) 販売業者と製造業者の共同広告において、販売価格を例示する場合には「販売業者が販売しようとする価格」又は「メーカー希望小売価格」により表示するとともに、「販売業者が販売しようとする価格」を表示する場合には、販売業者が独自に販売価格を定めている旨、「メーカー希望小売価格」を表示する場合には、当該価格は参考価格であり、販売業者は独自に販売価格を定めている旨を明りょうに付記するものとする。